

相楽東部広域連合特別支援教育推進委員会規程

平成21年4月1日

教委規程第5号

(名称)

第1条 この委員会は、相楽東部広域連合特別支援教育推進委員会（以下「特別支援委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 特別支援委員会は、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 特別支援委員会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 教育職員
- (4) 児童福祉関係の職員
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 特別支援委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、特別支援委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 特別支援委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 特別支援委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(任務)

第6条 特別支援委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特別支援教育推進のための支援体制の整備及び方策に関すること。
- (2) 特別支援教育に関する児童、生徒及び幼児の実態調査に関すること。
- (3) その他特別支援教育に関し必要なこと。

(庶務)

第7条 特別支援委員会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。